

厚生労働大臣の定める揭示事項等（1）

◆ 入院基本料について

当院では、（日勤、夜勤合わせて）入院患者 7 人に対して 1 人以上の看護職員を配置しております。
また、入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しています。

◆ DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定に当たり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する『DPC 対象病院』となっています。

※医療機関別係数（2026 年 7 月 1 日時点）

1.6230 （基礎係数 1.0583＋機能評価係数Ⅰ 0.4274＋機能評価係数Ⅱ 0.1012＋救急補正係数 0.0361）

◆ マイナンバーカード・マイナ保険証について

当院はオンライン資格確認システム導入の原則義務化を踏まえ、当該システムを導入している保険医療機関です。マイナ保険証等の利用を通じて、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

◆ 入院診療計画書、栄養管理体制、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、意思決定支援及び身体的拘束について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める栄養管理体制、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、意思決定支援及び身体的拘束についての基準を満たしております。

◆ 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っています。入院時食事療養費に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理のもとに、適時（夕食は午後6時以降）適温にて提供しております。

- ・ 入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）

区分		1食あたりの負担額	
		R8.5.31まで	R8.6.1から
一般		510円	550円
指定難病患者 小児慢性特性疾患児童		300円	330円
低所得者 (70歳未満/住民税非課税) 低所得者Ⅱ (70歳以上)	過去1年間の 入院期間が90日以内	240円	270円
	過去1年間の 入院期間が90日超	190円	220円
低所得者Ⅰ（70歳以上）		110円	130円

◆ 後発医薬品・先発医薬品・バイオ後続品について

当院では厚生労働省の後発医薬品およびバイオ後続品の使用促進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品およびバイオ後続品を積極的に採用しています。後発医薬品があるお薬で先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

厚生労働大臣の定める揭示事項等（2）

◆ 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の負担がない方についても、明細書を無料で発行しております。

◆ 基本診療料・特掲診療料の施設基準等に係る届出について

当院の施設基準、特掲診療料に関する届出については、別掲の「施設基準一覧」をご覧ください。

◆ 保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、予防接種料、証明書・診断書等につきましては、保険診療とは別に実費のご負担をお願いしております。別掲の各種料金表をご参照ください。

◆ 保険外療養費について

・ 初診時選定療養費

厚生労働省より、医療機関の機能分化推進のために、他の保険医療機関等からの紹介状がなく当院に直接来院された患者さんからは、初診に係る費用として税込7,700円を徴収することが義務づけられました。ただし、緊急その他やむを得ない事情による場合にあってはその限りではありません。

・ 再診時選定療養費

当院が他の保険医療機関に対して文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにも関わらず、引き続き当院を受診される場合、通常の保険診療の他に税込3,300円をご負担いただきます。

・ 180日を超える入院に関する事項

法令に基づき、通算入院日数が180日を超える場合は、入院料に係る費用の一部を実費負担していただきます。

特別料金の金額（1日につき）3,185円

2026年7月1日 新松戸中央総合病院